個人住民税が課税されない人

- (1)均等割・所得割のどちらも課税されない人
- ・1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障がい者、寡婦(夫)、未成年者で合計所得金額(※B)が135万円以下の人

(2)均等割額が課税されない人

前年中の合計所得金額(※B)が下表の金額以下の人

扶養人数	合計所得金額	(参考) 給与収入金額
0人	380,000円	930,000円
1人	828,000円	1,378,000円
2人	1,108,000円	1,683,999円
3人	1,388,000円	2,099,999円
4人以上	1人増えるごとに	扶養人数により
	280,000円加算	異なる

※扶養人数とは、控除対象配偶者と扶養親族(16歳未満の年少扶養親族も含む。)の合計数です。

(3)所得割が課税されない人

前年中の総所得金額等(※A)の合計額が下表の金額以下の人

扶養人数	総所得金額等の合計	(参考)
	額	給与収入金額
0人	450,000円	1,000,000円
1人	1,120,000円	1,703,999円
2人	1,470,000円	2,215,999円
3人	1,820,000円	2,715,999円
4人以上	1人増えるごとに	扶養人数により
	350,000円加算	異なる

※扶養人数とは、控除対象配偶者と扶養親族(16歳未満の年少扶養親族も含む。)の合計数です。

(※A)総所得金額等とは

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

- ※申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長・短期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。
- ①事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額 (損益通算後の金額)
- ②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、次の<u>繰越控除</u>を受けている場合は、**その適用<u>後</u>の金額**をいいます。

- ・純損失や雑損失の繰越控除
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- ・上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- ・先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

(※B)合計所得金額とは

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

- ※申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長・短期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。
- ①事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額 (損益通算後の金額)
- ②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、「(※A)総所得金額等」で掲げた<u>繰越控除</u>を受けている場合は、**その適用<u>前</u>の金額**をいいます。